

# 令和 4 年度 茅野市ヘルスケアデータ連携基盤及びサービスモデル構築委託業務 公募型プロポーザル方式実施要領

## 1 背景と目的

茅野市では、平成 8 年の「茅野市の 21 世紀の福祉を創る会(通称:福祉 21 茅野)」発足以来、茅野市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」、市の「障害者保健福祉計画」及び「高齢者保健福祉計画」などの計画策定の場に市民が参加し、保健・医療・福祉の関係者と地域社会とが一体となり“人にやさしくお互いに支えあうまち、住んでいてよかった茅野市”を創るための議論が進められてきた。さらには、このような取組を背景に、地域包括ケアシステムの先駆けとなる人的ネットワークを形成し、先進地域として国のモデルとなった歴史がある。

しかしながら、近年、少子高齢化の進展に伴う医療従事者数の不足や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う在宅医療のニーズ増加など、地域包括ケアシステムを取り巻く環境が大きく変化している。今後も地域包括ケアシステムを維持、発展させるため、その仕組みを DX(デジタル・トランスフォーメーション)化する必要に迫られている。

特に、患者が退院後も医療管理や医療処置を継続しながら、より安全にそして安定して生活の場(在宅)において療養を継続するために重要な在宅移行支援は、医療関係者のみならずケアマネージャー、介護職を含めた多職種が関わるものであり、地域包括ケアシステムの円滑な運用が大きな役割を持つ。

今後、当市においてはこの患者の在宅移行を支援する「在宅移行支援サービス」の実施を予定しているが、地域の保健・医療・介護・福祉等、多岐にわたる多職種の連携体制のため、①地域包括ケアシステムに関わる関係者の情報収集と、関係者間の情報共有等の事業の効率化を促し Well-being(やりがい)を向上させるとともに、②患者やその家族(以下、「利用者」という。)の自立支援を促し Well-being(生きがい)を向上させるための土台となる「ヘルスケアデータ連携基盤(HealthCare Data Platform:以下、「HCDP」という。)」を構築する必要がある。

本業務では、この HCDP により、患者やその家族、またそれらを取り巻く多職種の円滑な連携による在宅移行支援の提供体制を整備し、将来的な HCDP を基盤とした地域包括ケアシステムの DX 化の姿を示すとともに、HCDP を通じ、高度なセキュリティとデータ連携のもと、集約された情報(個人情報を除く)をビッグデータとして効果的かつ効率的にデータの二次利用ができるような環境を構築し、当市の EBPM(Evidence-based policy making)の取組を進める一助とすることを旨とする。

HCDP は、各医療機関が有する利用者の診療情報や、今後 DX 施策の推進により導入する各種アプリケーション等にて収集する個人バイタル等の情報を電子化し、一元管理したレコード(Personal Health Records:以下、「PHR」という。)を集約するプラットフォーム機能と、PHR の閲覧により利用者が自身の将来的な健康状態の変化を予測し、対処するための PHR 閲覧機能を備えるものとする(詳細は別紙仕様書のとおり)。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度茅野市ヘルスケアデータ連携基盤及びサービスモデル構築委託業務
- (2) 業務内容 別紙の「業務仕様書」による
- (3) 発注者 茅野市長 今井 敦
- (4) 履行期間 契約日から令和5年3月31日まで
- (5) 事業費限度額 金 95,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)  
\*この金額は、見積入札時の予定価格となるものではない。

## 3 事業者の選定方法及び業務仕様

本業務の事業者は、「茅野市プロポーザル方式実施要綱(令和2年茅野市告示第254号)」に基づき、公募型プロポーザルにより複数の事業者に提案を求め、総合的な見地から判断して業務の目的に最も適した者を選定する。

なお、本業務に係る契約は、審査会において審査及び評価を行い、プロポーザル実施業務に最も適した提案者として特定した者(以下、「特定者」という。)と協議の上、当該業務に係る仕様を決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は第6号の規定による随意契約の方法により、特定者と締結する。

## 4 参加者の資格に関する事項

企画提案公募に参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人(法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)であり、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 茅野市の競争入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。
- (3) 茅野市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 茅野市暴力団排除条例(平成24年茅野市条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は再生手続きをしていないこと。

## 5 スケジュール

8月5日(金)	プロポーザル参加者公募開始
8月12日(金)17時	プロポーザル参加申請書提出期限

8月16日(火)15時	質問受付期限
8月19日(金)～	質問回答公表
8月25日(木)17時	提案書提出期限
9月5日(月)PM (時間及び会場は提案者へ直接連絡)	提案者プレゼンテーション・ヒアリング 審査会
9月7日(水)	審査結果の通知・公表
9月中旬	業務仕様の決定
9月中旬	見積書提出
9月下旬	契約

## 6 プロポーザル参加申請書に関する事項

(1)提出書類 プロポーザル参加申請書(様式第2号)。

\*別紙誓約書を添付すること。

(2)提出期限 令和4年8月12日(金)午後5時(必着)

(3)提出先

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目六番一号

茅野市 企画部 DX推進室 地域DX推進係(担当:中村)

電話:0266-72-2101(内線158)

電子メール:dx@city.chino.lg.jp

(4)提出方法 電子メールによるデータ提出

## 7 質問に関する事項

(1)質問様式 任意様式

(2)受付期限 令和4年8月16日(火)午後3時(必着)

(3)提出先 第6項(3)に同じ

(4)提出方法 電子メール

(5)回答方法 提出された質問及びそれに対する回答は、プロポーザル参加申請書提出者全員に対し電子メールにより回答する。

(6)回答期限 令和4年8月19日(金)

## 8 提案書に関する事項

(1)提出書類(A4版の任意様式とし、A3版の折畳みを可とする。)

### ア 企画提案書

・連絡先(担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。

・業務目的や業務仕様書を踏まえ、詳細な内容について提案すること。

・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用

いてわかりやすく明記すること。

・令和 5 年度以降のシステム構築・導入提案書及び技術ロードマップ(概略でよい)を示すこと。

・HCDP 活用にあたってのビジネスモデル(自治体内外のデータのエコシステムを踏まえた事業継続性)を示すこと。

・当市では、構築する HCDP を通じ、情報収集や情報連携等の省力化を図るとともに、在宅移行における関係者のタスクシフトを実現し、少子高齢化の時代に合っても円滑に在宅移行支援を行うことを目指している。ついては、HCDP を活用し、情報収集や情報連携等にデジタル技術やデータを用いた在宅移行支援サービスの提案を行うこと(提案がなくとも応募要件を満たすものとするが、提案内容は評価の対象となることに留意すること。)

(デジタル技術やデータを用いた在宅移行支援サービスの例)

・利用者の自宅に設置した各種センサーによるモニタリング等

- ベッド下センサー、ウェアラブルデバイス等によるバイタル・睡眠モニタリング等の計測および評価を含めた遠隔モニタリング及びソリューション提供
- モーションセンサー、GPS などによる運動モニタリング、評価及びリハビリ・運動方法の提案
- 体重、血圧等による薬剤有効性モニタリング及び遠隔服薬指導

・モニタリング結果・ケア記録に基づく AI を活用したケアプランの最適化、将来予測及びソリューション案提供

・ケア記録、モニタリング結果に基づくケアタイムスケジュール、ケア計画の最適化

・移行支援に伴う多職種連携システムの構築

・コミュニケーションツールを通じたケアマネージャー・看護師・介護士・家族等ケアプロバイダーのコミュニケーションの促進

・電子カルテ(EHR)情報の連携

イ 実施計画及びスケジュール

ウ 業務体制

・業務体制及び業務に携わる者の氏名、資格、経歴等を記載すること。

エ 見積書

・法人の所在地、名称及び代表者名を記入すること。

・内訳書を添付すること。

・HCDP 構築、サービスの全体 PMO に係る必要経費(令和4年度分として令和5年2月末の構築及び3月の運用保守を含む)と年間運用保守業務費(令和5年度以降分)を分けて見積書を作成すること。

・年間保守業務費には、ハードウェア及びソフトウェア保守、ライセンス費用等、全てのランニングコストについて計上すること。

・新たなアプリケーション、データ群との接続時に必要となる作業の内容、金額等について

ても記載すること。

オ 業務実績調書

医療・介護・福祉分野等でのデータ利活用実績一覧表

カ 3省2ガイドラインへの適合を証する書類

なお、令和4年度以降でガイドライン等の統合、改訂等がなされた場合は、最新のガイドラインに準拠すること。

キ 提案者の概要が分かる資料(会社パンフレット等)

(2)提出方法

紙による提出 15部(正本1部・審査会による選考用10部、事務手続き用4部)及び電子データとする。

(3)提出期限 令和4年8月25日(木)午後5時

(4)提出先

第6項(3)に同じ

9 審査に関する事項

(1)審査方法 別紙「プロポーザル審査要領」による。

(2)審査日時 令和4年9月5日(月)

\*開催時間は、参加者に直接連絡する。

(3)審査場所 茅野市役所内

\*開催場所の詳細は、参加者に直接連絡する。

(4)審査結果の公表

ア 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話又は電子メールで連絡する。

イ 審査結果の公表 令和4年9月上旬に茅野市ホームページにより公表する。

(5)審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面(任意様式)により、その理由の説明を求められることができる。なお、電話による問合せには応じない。

(6)その他

ア 審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

イ 業務仕様は、審査会で特定された提案内容について市と特定者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。

ウ 上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

10 参加に際しての留意事項

(1)失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 公告内容に違反すると認められる場合

(2) 著作物や特許権等の扱い

著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3) 提出書類

- ア 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 提案は1参加者につき1案のみの提出とする。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(6) その他

- ア 本プロポーザルに係る提案書類及び審査結果(提案者名、採点結果等)は、すべて公表対象とする。
- イ 提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。

11 問合せ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市 企画部 DX推進室 地域DX推進係

(担当)中村 隆吾

電話:0266-72-2101(内線158)

E-mail:dx@city.chino.lg.jp